



ふじ

NAO Letter

N
A
O
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 5月の税務と労務

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

国 税／4月分源泉所得税の納付	5月10日
国 税／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	5月31日
国 税／9月決算法人の中間申告	5月31日
国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)	5月31日
国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合)	5月31日
国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	5月31日
国 税／特別農業所得者の承認申請	5月16日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

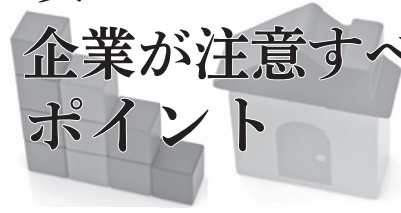
地方税／自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワン
ポイント

申請による換価の猶予 国税を一時に納付すると事業の継続又は生活の維持が困難な場合、「申請による換価の猶予」を利用できる場合があります。その国税の納期限から半年以内に所轄税務署長に申請を行い認められると、原則1年間に限り納税が猶予されます。また、その間の延滞税の軽減や、財産の差押えが猶予されます。

個人情報保護法 改正において 企業が注意すべき ポイント



今年4月1日、「改正個人情報保護法」が施行されました。改正のポイントには、6つあります。これらを踏まえて企業が注意すべきポイントを整理しておきましょう。

個人情報保護法の概要と改正の背景

2005年4月、個人情報保護の必要性の高まりから、「個人情報保護法」が施行されました。

2015年に改正された個人情報保護法では、国際的な動向や技術進歩を反映して3年ごと

に実態に沿った内容に見直しを行うことが規定として盛り込まれました。今回の改正はこの規定に基づく初めての法改正です。「個人の権利利益の保護」「情報活用強化」「AI・ビッグデータへの対応」などを目的に改正されました。

改正個人情報保護法の6つの変更点

- 1 個人の権利保護が強化される
- 2 企業の責務が追加される
- 3 新たな認定団体制度が拡張される
- 4 データの利活用が促進される
- 5 法令違反のペナルティが強化される
- 6 外国の事業者への罰則が追加される

ポイント1 個人の権利保護が強化される

- (1) 利用停止・消去等の個人の請求権の拡充
これまで、利用停止・消去・第三者提供の停止といった請求

権を個人が行行使できるのは、法違反が証明できる場合に限定されていましたが、改正後は法違反が行われていない場合でも個人の権利や利害が害されている場合、個人情報停止や情報削除の請求権を行使できるようにになりました(30条)。

- (2) 保有個人データの開示方法を本人が指示できるようにする

これまでは保有個人データの開示は原則書面による交付でしたが、音声や動画データが保有個人データに含まれるケースやデータ量が膨大であることから、改正後は保有個人データについて電磁的記録の提供を含め本人が開示方法を指示できるようにになりました(28条)。

- (3) 第三者提供記録を本人が開示請求できるようにする

これまで、第三者提供記録は、本人による開示請求は対象外でしたが、改正後は本人の個人情報取扱事業者に対する個人情報報告の第三者提供記録を開示請求の対象にしました(28条5項)。

- (4) 短期保存データを開示、利用停止などの対象とする

これまで短期保存データは個人データに含まれませんでした。改正後は6か月以内に消去される短期保存データも保有個人データに含めるように変更されました(2条7項)。

- (5) オプトアウト規定について厳格化

オプトアウト規定とは、提供する個人データの項目を公表した上で本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度のことです。これまでは、要配慮個人情報のみオプトアウトによる第三者提供の対象外でしたが、改正後は、不正取得された個人データやオプトアウト規定で提供された個人データも対象外となります(23条2項)。

ポイント2 企業の責務が追加される

- (1) 個人データ漏えい時の報告義務

これまでは、個人データの漏えい発生時、個人情報保護委員会への報告は努力義務でしたが、改正後は個人情報取扱事業者に対し、報告義務及び本人に対する通知が義務化されます(22条の2、1項)。

(2) 不適正利用の禁止

今回の改正により、個人情報取扱事業者の個人情報の不適正な利用の禁止義務が明文化されました。不適正な利用とは、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれのある方法による利用を指します（16条の2）。

ポイント3 新たな認定団体制度が拡張される

個人情報保護委員会以外にも、民間団体を活用した情報保護を図っており、「認定団体制度」を設けています。改正により、企業の特定分野や部門を対象とする団体も認定団体として登録できるようになり認定団体制度が拡張されました（47条2項）。

ポイント4 データの利活用が促進される

(1) 「仮名加工情報」を創設、義務を緩和

これまでは、個人情報を企業活動に利用する際は個人を特定できないように加工しなければならぬ規定があり、利活用の鈍化につながっていました。今回の改正で、データ利用と活用促進のため、個人情報の氏名を

削除するなどして仮名加工した情報を「仮名加工情報」と新たに定義し、利用に条件をつけたうえで開示・利用停止要求について個人情報ほど厳密な取扱をしなくてよいと義務が緩和されました（2条9項）。

(2) 提供先での個人データとなる情報の第三者提供

提供元で個人データに該当しないものの、提供先において他の情報と照合することにより容易に個人を特定することができ、情報（個人関連情報）があります。これまでは規制の対象ではありませんでしたが、改正後、個人関連情報を第三者提供する場合、提供元が提供先に対して本人の同意を得ていること等を確認する義務が新設されました（26条の2第1項）。

ポイント5 法令違反のペナルティが強化される

個人情報保護委員会からの措置命令違反、報告義務違反、個人情報データベース等の不正流用をした法人及び個人に対する罰則が重くなりました（83条、85条、87条）。特に、法人に対する罰金刑は措置命令違反と個

人情報データベース等の不正流用については「1億円以下」に大きく引き上げられました。

ポイント6 外国事業者への罰則が追加される

日本在住の人の個人情報を扱う外国事業者も、報告徴収・命令及び立入検査の対象になります（75条）。命令に従わない場合には公表されることもありま

企業が注意すべきポイント

改正に伴い企業が注意すべき点は、次の項目となります。

① まずは情報漏えいさせない体制づくりです。誰がどのデータに対し何を行ったか常に操作履歴を取得、問題操作があれば察知・対策することが重要です。従業員にも個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行わなければなりません。

② これまでは、個人情報の開示請求が行われた場合、原則書面による回答の交付でしたが、今回の改正で請求者本人の選択により電磁的記録データでも交付が可能となりました。

た。企業は開示請求を受けた際、テキストデータやPDFなどで情報開示を行えるよう準備が必要です。また、個人情報の第三者提供及び受領時についても記録を開示する義務が生じます。常に情報の受け渡し履歴を記録できる体制を構築しておきましょう。

③ 今回の改正で、個人情報漏えい時に個人情報保護委員会と本人への報告義務が追加されています。義務として報告が発生するのはどういったケースか専門家に相談しながら業務フローの策定や対応マニュアルを作成し事前の準備をしましょう。

④ Cookie情報とそれに紐づく閲覧履歴や購入履歴などは個人情報ではありませんが他の情報と結びついて個人を特定することも可能です。プライバシーポリシーに利用目的を明記して本人に同意を得るようにしておきましょう。

いまやサービス向上には個人情報の活用は欠かせません。法改正を理解したうえで個人情報事業発展に役立ててください。

ゴルフ業界の2025年問題

ゴルフは、屋外で密にならず感染リスクも低いスポーツとしてコロナ禍でも好調で、特に若年層のゴルファーが増加しビギナーズキットの売れ行きがよいことでも人気ぶりを裏付けています。しかし、ここへきて気になるのがゴルフ場の破綻です。例えば香川県内唯一の36ホールのゴルフ場をもつ高松グランドカントリークラブが年間約5万6,000人の来場者があり黒字経営だったにもかかわらず民事再生手続きによる再建を目指すことになったのです。

これはまさに「2025年問題」なのです。2025年問題とは、1947年から1949年までの間に出生した、いわゆる「団塊の世代」のすべての人が75歳を迎えることにより、75歳以上の人口が急増することによって起こると予測される一連の問題のことをいいます。昨年、65歳以上の高齢者は29.1%に達し超高齢者社会は避けられず、ゴルファー

のリタイアも比例して増えてきます。退会者が増えるの問題なのは預託金です。

預託金とは、ゴルフ場の会員権の一つの方式を指し、希望するゴルフ場の会員になるため加入するゴルファーが預けるお金です。その預託金を原資にゴルフ場がゴルフ場開発を行います。預託金は基本的に無利子で据え置きの上、10年から20年程度据置期間後、会員が退会の意思を表明した場合に償還されるもので、会員はその要求をすることが可能です。

高松グランドCCの場合、預託金の額は会員1人あたり約250万円で約450億円の負債を抱え償還の目処が立たず民事再生を選択しました。

この2025年問題は様々な業界で今後起きることが予想されますが、ゴルフ業界に限ったことではなく安易に資金を集めたり借入するのではなく、将来のキャッシュフローを見据えた計画をたて、経営努力を惜しまないことが大切です。

飲む!? 日焼け止め、着る? 医療機器

紫外線が気になる5月、日焼け止めはかかせません。しかし、汗などで塗り直しが必要で結局日焼けしてしまふ。「飲む日焼け止め」のサプリメントは、目元や唇も体の内側からカバーでき画期的です。かけるのではなく食べるラー油しかり、横たわるはずの岩盤浴は腹巻や靴下など着る岩盤浴が人気です。天然繊維にプラウシオ

ンという天然鉱石の混合体を加工した素材は睡眠中も血流が持続的に良く、深部体温が下がったままになるところから「睡眠障害に寄与する」という「一般医療機器」として申請し認可を得ました。「着る医療機器」としてのパジャマの誕生です。固定概念にとらわれず顧客の悩みなどから常識破りのアイデアがヒットを生むのかもしれない。

働きアリの法則

働きアリの法則とは、北海道の生物学者長谷川英祐教授の研究からわかったことで、「働きアリのうち、よく働く2割のアリが、8割の食料を集めてくる」というものです。人間社会においても同様に「できる人」と「できない人」がいて2割の「できる人」によって組織が支えられているといえます。できる人の習慣を真似ることで全員が生産性を向上させることが可能ではないでしょうか。

できる社員の特徴についての考察によれば、①圧倒的に席にいない、②異なる部門、異なる世代の人たちと会話を増やす、③情報をネットの中だけに求めない、ということです。彼らは自分たちに創造力があると思っていないのだそうです。

つまり、自ら取材や資料集めに飛び回り、違う価値観の人と接することでアイデアを出し合い、加工されたネット情報ではなく直接「人」から得る情報を大切にしています。